

静岡県公安委員会規則第18号

被留置者の再審査の申請及び事実の申告手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月27日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

被留置者の再審査の申請及び事実の申告手続に関する規則の一部を改正する規則

被留置者の再審査の申請及び事実の申告手続に関する規則（平成19年静岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

再 審 査 の 申 請 書	
静岡県公安委員会 殿	
年 月 日	
申請人 住 所（被留置警察署等名） 氏 名	
再審査の申請に係る 処 分 の 内 容	
再審査の申請に係る処分 があったことを知った年月日	
再 審 査 の 申 請 の 趣 旨 及 び 理 由	
処分庁の教示の 有無及びその内容	

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号（第12条関係）

再 審 査 の 申 請 取 下 げ 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所（被留置警察署等名）

申請者

氏 名

年 月 日付で申請した再審査については、下記により取り下げます。

記

理 由

様式第8号 (第14条関係)

事 実 の 申 告 書	
年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
申告人 住 所 (被留置警察署等名)	
氏 名	
(歳)	
申告に係る事実	
申告に係る通知を受けた年月日	

様式第10号を次のように改める。

様式第 10 号 (第 18 条関係)

事 実 の 申 告 取 下 げ 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所 (被留置警察署等名)

申告者

氏 名

年 月 日付けで申し立てた事実の申告については、下記により取り
下げます。

記

理 由

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の被留置者の再審査の申請及び事実の申告手続に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の被留置者の再審査の申請及び事実の申告手続に関する規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。